

## 回 答 書

【業務名】

枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定調査業務

該当箇所	質問内容
<p>本仕様書及び実施要領に記載のない事項</p>	<p>(1) 参加資格のうち、アに記載がある同種業務というものは、例えば具体的にどうゆうものにあたりますか？FS調査業務とは何ですか？</p>
<p>回答</p>	<p>本業務の実施要領の参加資格『ア 過去3年（平成30年4月1日以降）以内に、国または市区町村が発注した<u>同種業務（エネルギー事業のFS調査業務を含む）</u>を元請として遂行した実績を有すること。』のうち、下線部については、主として総務省 分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）や、自治体が策定するエネルギー政策のマスタープラン策定事業、自治体新電力の設立・運営に係る調査・検討業務を想定しています。</p> <p>本業務でのマスタープランとは、本市が今後エネルギーに関する施策を実施していくうえでの基本方針や基本計画のことです。</p> <p>FS調査とは、実現可能性調査のことです。本業務では、自治体新電力の設立・運営に係る調査・検討業務を中立的な立場に立ってコンサルティングすることになります。</p> <p>なお、分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）については、過去の交付状況（採択された事業）が総務省のホームページで公開されていますので、参考にしてください。</p>